

武雄市生活支援体制整備事業一部委託業務に関する公募型プロポーザル実施要領

本要領は、武雄市（以下「市」という）が実施する武雄市生活支援体制整備事業にかかわる委託先事業者を選定するために行う公募型プロポーザル方式の実施について必要な事項を定めるものである。

1. 対象事業の業務名、業務内容等

(1) 委託業務名

武雄市生活支援体制整備事業

(2) 業務の内容等

「武雄市生活支援体制整備事業一部委託業務仕様書」による

(3) 委託期間

平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(4) 委託契約額の上限（税込）

月額 500,000 円

2. 契約までの全体スケジュール

企画提案書募集開始	平成 29 年 2 月 1 日（水）
参加表明書提出〆切	平成 29 年 2 月 10 日（金）午後 5 時
企画提案書提出〆切	平成 29 年 2 月 15 日（水）午後 5 時
プレゼンテーション	平成 29 年 2 月 17 日（金）午前 11 時～
委託業者採否決定通知	平成 29 年 2 月 22 日（水）
契約締結	平成 29 年 3 月 1 日（水）
業務委託開始	平成 29 年 3 月 1 日（水）

3. プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

4. 企画提案協議の参加資格

事業の趣旨と内容を十分理解し、仕様書及び提案内容の確実な実施及び当該事業の普及促進に協力することが可能な受託者を対象とする。また、併せて以下の要件を満たすこと。

- (1) 平成 29 年 2 月 1 日現在、武雄市内に本店もしくは支店、営業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (4) その他選定委員会が必要と認めた要件

5. 企画提案競技への参加手続き

- (1) 募集期間等

① 実施要領等の配布期間

平成 29 年 2 月 1 日（水）～平成 29 年 2 月 10 日（金）午後 5 時まで（ただし閉庁日を除く）

② 配布場所

武雄市役所暮らし部健康課（武雄市武雄町大字昭和 1 番地 1 武雄市役所 2 階）及び武雄市ホームページ

(2) 参加表明書の提出

企画提案競技に参加を希望する場合は、「公募型プロポーザル参加表明書」（別紙様式第 1 号）に以下の必要書類を添えて平成 29 年 2 月 10 日（金）午後 5 時（必着）までに提出すること。

・会社概要及び業績のわかる資料

商業登記簿の謄本又は代表者の身分証明書、財務諸表（決算書）、納税証明書又は滞納額が無いことの証明書（市税等）、会社概要書（パンフレット可）

・公共機関等からの類似事業の受託実績一覧（公共機関名等、受託内容、期間を明記のこと）

(3) 参加資格確認結果の通知

参加表明書の提出を受け、参加資格要件審査をおこない「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」にて通知する。

(4) 質問の受付及び回答について

本事業に関する説明会は開催しないため、本委託業務に関する同実施要領等の内容などについての質問は、「質問書」（別紙様式第 6 号）にて、FAX 又は電子メールより提出すること。回答については、参加表明書を提出したすべての者宛て通知する。

6. 企画提案書の提出

(1) 提出物及び部数

① 「武雄市生活支援体制整備事業」企画提案書（別紙様式第 7 号） 1 部

② 企画提案書（A4 版） 8 部（併せて PDF 形式でのデータも提出すること）

※提案書は、別紙様式（8-1・8-2）号にて以下の内容で作成のこと。

必要に応じて資料添付可とします。

1-（1） 本事業の応募動機について

1-（2） 本事業の運営方針について

2-（3） 業務をより効果的に遂行するための具体的な手段について

2-（4） 配置を予定する生活支援コーディネーターの人物像について

3-（5） 経費積算内訳

3-（6） 自由なオプション提案

③ 誓約書（別紙様式第 9 号）

(2) 提出期限

平成 29 年 2 月 15 日（水） 午後 5 時必着

(3) 提出場所

武雄市役所 くらし部 健康課

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1

7. プレゼンテーション（ヒアリング）実施

(1) 日時

平成29年2月17日（金）午前11時00分から（予定）

※応募者多数の場合、開始時間を変更する場合がある。

(2) 場所

武雄市役所 本庁 全員協議会室

(3) 内容

- ① 提案内容に関して15分以内で説明を受けた後、質疑応答を実施する。
- ② ヒアリングの順番は、企画提案書の提出順（受付順）とする。なおヒアリング開始予定時刻と集合時刻は別途通知する。
- ③ 説明にあたっては、必要な機材は提案者で準備すること。

8. 委託業者の選定方法

- (1) 選定委員会において選定するものとし、企画提案項目ごとに評価を行い、総合点の優れた順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする。
- (2) 総合点が満点の5割に達しない場合は、候補者として選定しないものとする。
- (3) 契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う。

9. 本業務に関する留意点

- (1) 本委託業務において作成された報告書等の成果物の著作権は武雄市に帰属する。
- (2) 企画提案書の作成、提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する。

10. 問い合わせ先

武雄市 くらし部 健康課 たっしゅか係 石橋・犬塚

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1

TEL：0954-23-9135（くらし部 健康課直通）／FAX：0954-20-1355

E-mail：kenkou@city.takeo.lg.jp